

わが国経済の再生に向けて

(平成22年11月18日 関西大会政策提言)

社団法人日本産業機械工業会

わが国経済は、新興国を中心とした輸出の増加を牽引役に緩やかな回復傾向が続いたものの、世界経済の減速や円高の急激な進展、デフレの進行等を背景に、先行き不透明感が広がっている。

このような状況を打破するためには、「新成長戦略」の速やかな実施により、安定的でかつ効率的な経済社会を構築していく必要があり、民間主導の自律的な回復に向け、各々が持つ強みを活かしながら、官民が総力を挙げ、科学・技術力の強化や新たな成長分野の開拓にスピード感を持って取り組むことが不可欠であると考えます。

同時に、経済成長の担い手であるわが国企業の競争力強化に向け、法人の税負担軽減や適切な地球温暖化対策、国際関連税制の見直し等、諸外国と同等の競争条件を確保すると共に、デフレからの早期脱却や極端な円高を阻止する政策を強力に行っていく必要がある。

また、アジア等の新興諸国を中心とした世界の需要構造の変化に対応するため、EPA・FTAの締結により貿易・投資振興を図ると共に、わが国の優れた社会・生産インフラ等の輸出により、日本だけの利益ではなく相手国の経済発展や地域の構成に貢献していくことが益々重要であると考えます。

我々産業機械業界は、関連産業と連携・協力しながらわが国の強みである新エネ・省エネ・環境保全分野に関する技術やサービスに更に磨きをかけると共に、高品質で信頼のおける製品と高い技術力を供給し、わが国産業の競争力強化と地球環境保全に貢献し、力を尽くす所存である。同時に、法令の遵守、安全性の確立、顧客、投資家、従業員及び社会からの期待に応え社会的責任を果たし、大きな役割を担っていかなければならない。

当工業会は、関係官庁や大学及び公的研究所等の支援、協力を得て、種々の社会的要求に応え、わが国経済の発展に引き続き貢献していきたいと考える。

こうした認識のもと、当工業会は政策当局に対し以下の政策を提言する。

1. 経済力を強化するために必要な施策

- (1) 「新成長戦略」を早期かつ着実に実施し、将来への明確な展望と希望を国民に示すと共に、新たな産業の育成や雇用の創出を図るため、成長戦略の各分野において、わが国企業の持てる力を最大限に発揮させる各種施策を強力に推進すること。
- (2) 新興諸国の大型インフラ整備や環境保全、エネルギー開発等へわが国企業が積極的に貢献すると共に、フロンティアの開拓やビジネスモデルの構築を目指すため、ODAの活用や官民連携したトップ外交を強力に推進すること。
- (3) 低炭素社会の構築は、わが国のみならず世界経済の成長力強化には避けて通ることが出来ない課題であり、世界に誇る新エネ・省エネ・環境保全分野の技術やサービスを有するわが国にとって大きなチャンスでもある。わが国の強みを活かす成長を実現するため、これら分野の研究開発や普及に関する支援制度を一層充実させること。
- (4) 既存のエネルギー関連法規制等は、バイオマス発酵ガスや廃エネルギー発電等新エネルギー、省エネルギー機器の開発・普及を阻害する場合もあることから、環境・エネルギー時代に向け法規制等の見直しを図ること。
- (5) 循環型社会の構築や防災等の公共投資の拡充・前倒し執行により、雇用や需要の維持・創出に努めると共に、将来の安定した成長に欠くことの出来ない安全で安心な社会の構築を目指すこと。

2. 製造業の競争力の確保・強化に向けた施策

- (1) わが国の法人税の実効税率は海外に比べ高い水準であり、企業の社会保険料負担も重い。わが国製造業の競争力の強化、国内産業の空洞化阻止、企業活力の活性化等の観点から引き下げを図るべきである。
- (2) 為替相場の急激な円高とその定着は、製造業の業績や輸出競争力等への大きな影響が懸念される。円高是正に向け、各種施策を機動的・戦略的に展開すること。

- (3) わが国製造業が今後も強い競争力を発揮していくためには、技術力と生産性を更に高めていく必要がある。そのため、企業の設備投資や研究開発投資を促進させる税制優遇措置や補助金・補助事業等の施策を一層充実させること。
- (4) 新事業・新産業創出のベースのひとつとなる産官学連携による技術・研究開発の推進、企業や産業の枠を超えた研究交流の実行、次代を担う企業の若手研究者への支援制度の拡充など、企業によるイノベーションを加速させる各種施策を一層充実させると共に、「ものづくり」を支える人材供給・人材育成の施策を総合的に進めること。
- (5) わが国が安定した経済成長を実現するには、技術力の基盤である優良な中小製造業等への金融・税制等の支援の充実と共に、アジア等海外市場への進出に対する支援を図ることが必要である。
- (6) 資源・エネルギー等の原材料の需給逼迫とそれに伴う急激な高騰は、資源乏しいわが国の製造業に大きな影響を及ぼす。原材料供給の円滑化に向け各種施策を戦略的に推進すること。また、レアメタル等の安定供給確保に向け、資源の確保、代替製品の開発、備蓄等といった多面的かつ総合的な取組を推進すること。

3. 地球温暖化、環境保全及び安全管理の促進に資する施策

- (1) 地球温暖化対策基本法案は、経済や雇用等に深刻な影響を及ぼしかねず、わが国企業の国際競争力を阻害する要因となる他、エネルギー効率が相対的に低い他国への生産移転を助長すること等に繋がる懸念がある。実現可能性や国民負担レベルの妥当性、国際的な公平性を示した上で、「新成長戦略」と整合性の取れるロードマップを早急に策定すること。また、国会等における具体的な内容の審議・検討にあたっては、国民の理解と納得を得るための極めて慎重な議論を求める。

- (2) 産業機械業界は、自らの生産設備や供給する製品などの省エネ対策に鋭意努力している。低炭素社会を実現するために、一般消費者の意識改革を促すと共に、新エネ・省エネ機器等の導入者への支援の充実等を図ること。また、より良い新エネ・省エネ機器等の開発・普及を促進させるため、これら機器等の製造者・供給者へのインセンティブ付与等を充実させること。
- (3) 化学物質排出抑制や資源循環等、環境保全に対する税制優遇措置等の企業経営にメリットが出やすい制度をより一層充実させること。また、リサイクル事業や関連製品の生産についてのインセンティブ付与や政府調達優先等の適用範囲を拡大させ、地球環境に優しい製品の普及・促進に努めること。
- (4) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準に基づく設計指針及び現場安全管理標準等の制定を推進すると共に、機械安全標準の普及に努めること。また、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。

4. 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) アジア諸国を始めとする世界経済の活力をわが国の経済成長に繋げるため、諸外国に比べ遅れているEPA・FTAの締結を強力に推進すること。
- (2) 中国や新興国への技術流出・模倣品問題は益々大きくなっている。知的財産保護に関する情報提供や紛争処理における支援をより強化し、当該国との協議を進めること。
- (3) 租税条約の締結国の拡大に努めると共に、輸入国側による高関税や数量制限、或いは特殊な規格への適合要求といった非関税障壁の撤廃に向け早急に対処すること。
- (4) 外国税額控除、タックス・ヘイブン、移転価格税制等の国際関連税制の見直しにより、諸外国とのイコール・フットイングを図ること。